平成２５年（フ）第１４９８号
北海道日高郡新ひだか町静内青柳町３丁目５番20号
破産者　船越　秀夫
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５９３号
札幌市北区新琴似５条10丁目１番16号　シティハイムハマヤ101号
破産者　野戸　勝博
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５号
北海道歌志内市字東光３番地７
破産者　古川　哲彦
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第４７６号
東京都新宿区新宿１丁目31番７―207号、開始決定時の住所岩手県花巻市石鳥谷町好地第16地割52番地２
破産者　佐々木　勇
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１３８号
盛岡市夕顔瀬町18番５号
破産者　盛田　公博
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１９０号
岩手県遠野市上郷町細越７地割17番地11
破産者　細川　久雄
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３１号
仙台市泉区南光台南３丁目35番９号
破産者　木村　榮子
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３６２号
仙台市泉区南光台東２丁目４番５号
破産者　小野千枝子
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１９号
宮城県栗原市築館字萩沢小倉28番地１
破産者　白鳥　壽夫
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第６４号
宮城県栗原市栗駒岩ケ崎下小路33番地３
破産者　伊藤恵美子
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１０９号
千葉県山武郡横芝光町横芝2305番地　横芝大島16棟1602号
破産者　長山　清子
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第８２９号
名古屋市天白区平針１丁目2215番地　ユニーブル第７平針902号、開始決定時の住所愛知県日進市米野木町南山973番地186
破産者　小島　康良
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２４１号
名古屋市中村区名駅５丁目33番21号　アクアタウン納屋橋1013号、開始決定時の住所名古屋市緑区鳴子町１―53　アーバンラフレ鳴子団地第５棟第103号室
破産者　松下真美子
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２４９号
名古屋市守山区大森１丁目2901番地　プロファイブ大森101号
破産者　益留　裕洋
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３２９号
名古屋市緑区桶狭間3601番地
破産者　梶野　昭宣
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０号
京都府綾部市井倉新町北大橋７番地の２　６号室
破産者　西村　定己
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第１４号
京都府福知山市篠尾新町３丁目74番地　ポレスター福知山1404号
破産者　青山　博士
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
京都府綾部市旭町小嶋41番地
破産者　岩崎　幸広
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第３５号
京都府綾部市釜輪町上ケ山２番地
破産者　林　　弘明
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係